

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

信越自然郷における自転車活用による観光地域づくり計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

新潟県妙高市並びに長野県中野市及び飯山市並びに長野県下高井郡山ノ内町、木島平村及び野沢温泉村並びに上水内郡信濃町及び飯綱町並びに下水内郡栄村

### 3 地域再生計画の区域

新潟県妙高市並びに長野県中野市及び飯山市並びに長野県下高井郡山ノ内町、木島平村及び野沢温泉村並びに上水内郡信濃町及び飯綱町並びに下水内郡栄村の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### 4-1 地方創生の実現における構造的な課題

信越自然郷エリアには、志賀高原、野沢温泉、妙高高原、野尻湖、地獄谷野猿公苑等、自然豊かな魅力的な地域資源を観光誘客に活かして、多くの観光客が訪れる地域もある。しかしながら、その効果は一部の地域に限定されており、圏域全体の観光消費額は減少傾向にあり、各市町村の定住人口の減少傾向は観光関連産業の安定確保が困難な状況であることも要因の一つでもある。

信越自然郷エリア全体の魅力の向上や、一部の地域から圏域全体への波及効果を生むための最大の課題は、点在する集落や地域の魅力的な地域資源を、来訪者が周遊できる「稼げる観光コンテンツ」として結び付けられていないことにある。

このような状況では、信越自然郷エリアのリピーターの確保や関係人口の創出・拡大につながらず、移住定住への展開はもとより、住民や地元民間企業と関係人口との交流による新たなイノベーションは期待できない。

また、「この地域には何もない」から、「この地域にある伝統文化の魅力とすばらしさ」を伝えることに意識を変え、一過性なものにならず努力しながら持続できる仕組みも必要である。

## 4-2 地方創生として目指す将来像

### 【概要】

平成27年3月の北陸新幹線開業による効果を見据え、飯山駅を中心とした20km圏域「信越自然郷」（飯山市、中野市、妙高市、山ノ内町、信濃町、飯綱町、木島平村、野沢温泉村、栄村）の地方公共団体、観光、商工、農業、交通、及び報道の各関係団体が連携して、平成24年1月「信越9市町村広域観光連携会議」を設立した。

当広域観光連携会議は、日本最長河川「千曲川」を挟む「上信越高原国立公園」と「妙高戸隠連山国立公園」に囲まれた豊かな資源を最大限活かした広域観光連携を通じて、地域経済の活性化及び地域文化の向上に資することを目的に、9市町村の行政と民間事業者が協働し「アウトドア」「食文化」「リラクゼーション（癒し・温泉）」の3つの価値と、これらをつなぐ「マーケティング・プロモーション」「交通・インフラ整備」の要素を加えた5つの部門のワーキンググループを通じて、地方創生に繋がるダイレクトで実効性のある地域間連携と政策間連携による合意形成活動を続けてきた。

この活動から生み出された広域施策の柱を「自転車を活用した観光地域づくり」、地域将来像を移住定住人口の増加とし、野沢温泉「道祖神祭り」や日本有数の質と生産量を誇る「米」「蕎麦」「果樹」など、各市町村それぞれ固有の地域資源のブラッシュアップにより、圏域全体のエリアイメージの底上げを図り、世界水準の「自転車で巡る長期滞在の旅」の実現による国内外の関係人口創出と交流人口拡大を進めることで、農林業や商工業の経済循環及び健康福祉の向上など、点在する集落住民や団体が自ら稼ぎ、生き生きと暮らす力を引き出すことのできる持続可能な地域づくりを推進する。

## 【数値目標】

K P I	事業開始前	2020 年度増加分	2021 年度増加分
	(現時点)	1 年目	2 年目
広域旅行企画商品延宿泊数 (人泊/年)	2,045	1,000	500
観光消費額(億円/年)	423	13	13
新幹線飯山駅乗車数(人/日)	567	34	18

2022 年度増加分	K P I 増加分
3 年目	の累計
600	2,100
13	39
18	70

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

5-2 の③のとおり。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

#### ○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

##### ① 事業主体

2に同じ。

##### ② 事業の名称

信越自然郷における自転車活用推進事業

##### ③ 事業の内容

信越自然郷エリアの点在する観光資源の連携を図り、この圏域の魅力の向上とともに、ここに暮らす人と来訪者との交流による関係人口の創出及び新たなイノベーションの創出を生み出すため、豊かな自然環境を舞台とした自転車を活用した世界水準の長期滞在型観光を目指して「信越9市町

村広域観光連携会議」と地域連携DMO「(一社)信州いいやま観光局」が連携をして、以下の事業を実施する。

**【アクティビティ拠点運営体制の強化】**

自転車ラックの装着や自転車のトラブル対応、参加者の応急スペースの確保、手荷物搬送、屋外カフェや休息ベースといった機能を備えるなど、特別な改造を施した当事業に特化したツアーサポート車両(マイクロバス)を配備する。

**【サイクルツアーサポート車両の配備】**

世界水準の滞在型観光地化に向け、多様化するニーズに対応したサイクルツアー帯同用バスを購入する。

**【保養獲得型旅行商品の企画造成】**

エリア内の移動を楽しみながら、グループで体験できる旅行プログラムを企画造成する。

**【サイクルツアー有識者の招聘とブランド力の向上】**

世界水準の自転車環境整備と運営体制構築に向け、欧米豪で人気の高い「長期滞在型サイクリングツアー」の企画販売を手掛ける有識者を招聘しエリア調査を行う。

**【PRツールの制作及び整備】**

アクティビティをストレスなく楽しむためのWEB媒体を含めたマップ、チラシ、パンフレット等の制作、及び、ホームページの改修等を実施する。

**【サイクル環境の整備】**

山岳高原移動や初心者にも優位な電動アシスト付スポーツ自転車(E-BIKE)の配備、及び、ルート内のサイクルステーションの設置を推進し、安心安全な自転車環境を整備する。

**④ 事業が先導的であると認められる理由**

**【自立性】**

地域連携DMOが運営する「信越自然郷アクティビティセンター」を拠点としたサイクルツーリズムの体制を確立し、世界水準の滞在型観光地化を目指した着地型旅行商品の造成販売促進、宿泊手配等手数料の増収及び信越9市町村の一般財源による支援により事業継続を図る。

## 【官民協働】

信越 9 市町村広域観光連携会議（行政、観光、農業、交通、報道 63 団体で構成）制定の基本構想に基づき、地域連携 DMO と連携した事業を進める。地域連携 DMO は、観光地域づくりのかじ取り役となるほか、提携する国内外の観光事業者と共に長期滞在型サイクリングツアーの企画造成と販売を行い、地場産業に波及する住民の経済活動促進させ、交流人口創出を図る。

## 【地域間連携】

信越 9 市町村広域観光連携会議を母体に、圏域内の自治体、観光協会、農業団体、交通事業者、報道機関等が連携し、地域連携 DMO と一体となり、5 つの要素に係るワーキンググループを通じた公民連携活動を進める。また、長野県、新潟県と連携を図りながら観光地域づくりを進める。

各市町村においては、広域観光を契機とした持続可能な地域づくりを目指した取り組みにより地方創生を推進する。なお、各市町村の取組においては、それぞれの地域の実情などを踏まえて実施するが、圏域間に横展開できる事業においては、積極的に取り入れ、広域事業として位置付ける。

## 【政策間連携】

信越 9 市町村広域観光連携会議を通じ、各市町村の政策を尊重した効果的な広域共有政策の合意形成を図る。圏域内の各市町村に点在する豊富な地域資源の活用で、主要産業実績の向上に通じる住民活動を活発化し、交流人口や関係人口の創出・拡大を図り、暮らす人の意識醸成や新たなイノベーション、また、将来の移住定住者の増加と複数の目標に貢献する SDG s を原動力とした持続可能な地域づくりを推進する。

### ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2 の【数値目標】に同じ。

### ⑥ 評価の方法、時期及び体制

## 【検証方法】

定量目標の達成状況を確認するために、毎年度 7 月、信越 9 市町村広域観光連携会議事務局である飯山市が達成状況を取りまとめて、各市町村が

有識者や議会の関与を得ながら設置する組織において、本事業について PDCA サイクルによる検証を実施する。

**【外部組織の参画者】**

外部有識者（産官学金労言等）を含めた戦略会議（各市町村）を設置し、検証結果報告をまとめる。

**【検証結果の公表の方法】**

効果検証後、各市町村のホームページや広報誌にて公開する。

**⑦ 交付対象事業に要する経費**

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 68,800 千円

**⑧ 事業実施期間**

地域再生計画の認定の日から 2023 年 3 月 31 日まで

**⑨ その他必要な事項**

特になし。

**5-3 その他の事業**

**5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置**

該当なし。

**5-3-2 支援措置によらない独自の取組**

該当なし。

**6 計画期間**

地域再生計画の認定の日から 2023 年 3 月 31 日まで

**7 目標の達成状況に係る評価に関する事項**

**7-1 目標の達成状況に係る評価の手法**

5-2 の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

**7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容**

4－2に掲げる目標について、7－1に掲げる評価の手法により行う。

### 7－3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5－2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。